

●香川県告示第300号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定する。

平成19年5月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

河川の名称	区 域		指定年月日
2級河川本津川水系本津川	左岸	香川県綾歌郡綾川町畑田字向山3048番地1地先から海まで	平成19年5月15日
	右岸	香川県綾歌郡綾川町畑田字向山3151番地1地先から海まで	